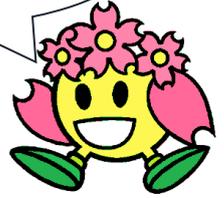


平成29年4月1日から

介護予防・日常生活支援総合事業

が始まります

介護保険制度に
についてのお知らせ



■介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）って何？

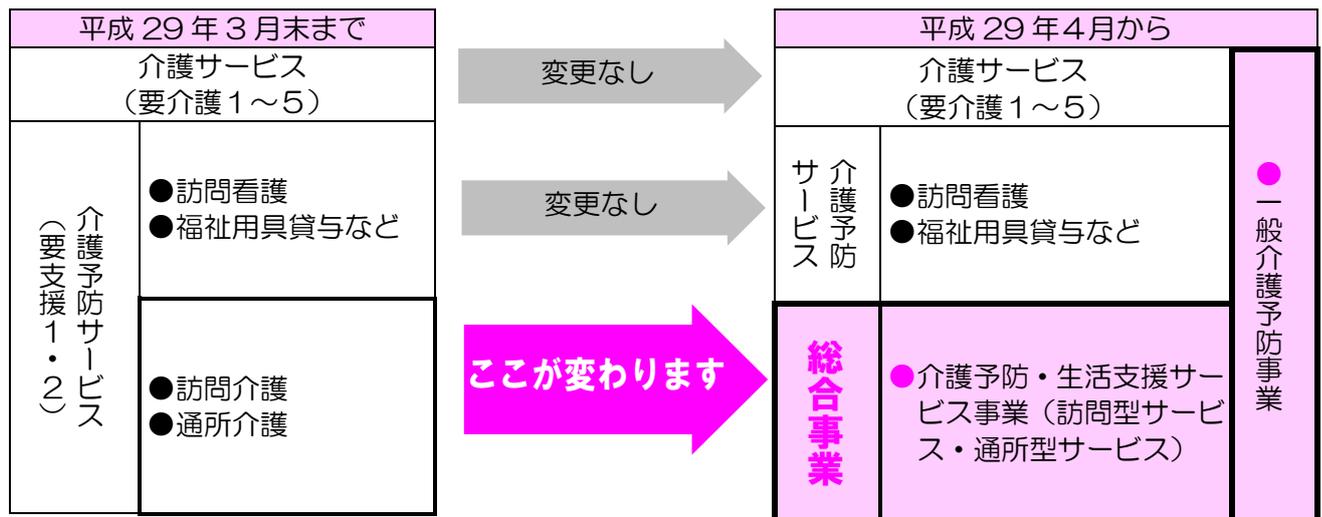
高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくため、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業です。今までどおりの専門的な介護サービスの他に、住民ボランティアなどによるサービス提供が可能となり、サービス選択の幅が広がります。

自分にあったサービスを利用しながら、自らが持つ能力を最大限に活かして、介護予防に取り組んでいきましょう。



■これまでと何がちがうの？

現在、要支援1・2の認定を受けている方が利用されている「訪問介護」と「通所介護」が、介護予防サービスから総合事業へ移行します。それ以外のサービスは、これまでどおり介護サービスまたは介護予防サービスとしてご利用いただけます。事業の枠組みは変わりますが、利用方法等に大きな変更はありません。



■総合事業では、どんなサービスが利用できるの？

総合事業のサービスは、大きく2つに分かれています。

	①介護予防・生活支援サービス事業	②一般介護予防事業
対象	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要支援1・2の認定を受けた方 基本チェックリストで事業対象者と認定された方 	65歳以上のすべての方
内容	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービス（ホームヘルプサービス） 通所型サービス（デイサービス） <p>※これまで介護予防サービスとして行われていた訪問介護と通所介護が、総合事業へ移行します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> さくら倶楽部（認知症予防教室） すまいるライフ教室（運動教室） 地域サロンでの介護予防教室 高齢者通いの場事業（補助金） など

総合事業 利用の流れ

問 高齢者保険課

TEL 33-4488

町 地域包括支援センター

TEL 33-1138

介護サービスを利用したいと思ったら・・・
福祉保健課 又は 地域包括支援センターへご相談ください



要介護認定を受けます

非該当

基本チェックリストを受けます

65歳以上のすべての方

要介護1〜5

要支援1・2

(生活機能の低下がみられる方)
事業対象者

自立した生活ができる方

介護保険の
介護サービスが利用
できます。

(今までと変わりません)

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・訪問看護
- ・短期入所
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具購入
- ・住宅改修

など

介護保険の
介護予防サービス
が利用できます

- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防短期入所
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具購入
- ・介護予防住宅改修

など

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型サービス・通所型サービス)



- 一般介護予防事業

- ・さくら倶楽部
(認知症予防教室)

脳と身体についての話、日常生活に基づく有酸素運動、認知症予防の運動などを行う教室です。

必要な方には、タクシーによる送迎も行っています。

- ・地域のサロンでの介護予防教室

講師を招いて勉強会を行ったり、小物作りをしたり、おしゃべりを楽しんだり、皆さんが楽しく過ごせる場です。詳しくは地域包括支援センターまでご連絡ください。

- ・すまいるライフ教室(運動教室)

肩痛・腰痛・膝痛改善のための体操(リセットコンディショニング)を行う教室です。

必要な方には、タクシーによる送迎も行っています。

- ・高齢者通いの場事業
(補助金)

など

